

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年12月22日条例第70号）

最終改正:令和7年3月25日条例第2号

改正内容:令和7年3月25日条例第2号〔令和7年6月1日〕

---

○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日条例第70号

改正

令和7年3月25日条例第2号

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条・第11条）
- 第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）
- 第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）
- 第5章 雑則（第32条）
- 第6章 罰則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちは実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2）学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）及び高等専門学校をいう。
- （3）子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しいいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- （4）保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- （5）子ども関連団体 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。）の受託事業者、地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。）又はスポーツ教室（子どもの参加があるものに限る。）、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。
- （6）関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。
- （7）市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるように、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

（子ども及び保護者の相談）

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないよう、最大限の注意を払わなければならない。

3 保護者は、いじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

(市の責務)

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 市は、市が設置する学校(以下「市立学校」という。)に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。

3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(学校及び学校長をはじめとする教職員の責務)

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校の内いじめ対策委員会(法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。)を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校の内いじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(子ども関連団体の役割)

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(市の基本的施策)

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動

(2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施

(3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援

(4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援

(5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の指導主事をいう。)、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

(学校の基本的施策)

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援

(2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力

(3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

## 第3章 いじめ対応教員

(選任)

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員(以下「いじめ対応教員」という。)を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

(職務)

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

(1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ(いじめの疑いがあると認める場合を含む。)に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。
- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
- (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
- (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。

(いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき(いじめの疑いがあると認める場合を含む。)は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

#### 第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者

(委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ(いじめの疑いがある場合を含む。)に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査の方法）

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに関係する者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しくは提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。

3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

（勧告等）

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

（是正等の要請）

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

（活動状況の報告及び公表）

第31条 委員会は、毎年、活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

## 第5章 雑則

（委任）

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

（罰則）

第33条 第23条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和7年3月25日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規

定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

---